

「OCN モバイル ONE プリペイドパッケージ」利用規約

（適用の範囲）

第1条 この OCN モバイル ONE プリペイドパッケージ(以下「プリペイドパッケージ」といいます。)利用規約(以下「利用規約」といいます。)は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)が定める IP 通信網サービス契約約款(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。)(以下「契約約款」といいます。)の別冊17条の2に規定された、当社が販売するプリペイドパッケージに係る諸条件について適用します。なお、利用規約に定めのない事項は、IP 通信網サービス契約約款の規定に従うものとし、利用規約と IP 通信網サービス契約約款に矛盾が生じた場合は利用規約、IP 通信網サービス契約約款の順で優先することとします。

（利用規約の変更又は公表）

第2条 削除 当社は、利用規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 当社は、当社の Web サイト (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) において、本規約を公表します。

（用語の定義）

第3条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。利用規約で使用する用語の定義は、次で定義されているものを除き、契約約款の用語の定義に準じます。

用語	用語の意味
1 プリペイドパッケージ	IP 通信網サービス契約約款(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。)に規定するプリペイド式モバイルアクセス(以下「プリペイド式モバイルアクセス」といいます。)の利用にあたり購入いただくものであって、本欄の4から8を総称したものを
2 削除	
3 削除	

4 初回SIMパッケージ期間型	プリペイド式モバイルアクセスを提供するために当社が販売するプリペイドパッケージであって料金表第1表(料金)に規定するタイプ6-3のコース2のメニュー1のプラン2の申込みに係るもの
5 期間延長パッケージ	プリペイド式モバイルアクセスの利用期間の延長を希望する第2種契約者(タイプ6-3のコース2のメニュー1のプラン2に係わる者に限ります。)に対して当社が販売するプリペイドパッケージ
6 初回SIMパッケージ容量型	プリペイド式モバイルアクセスを提供するために当社が販売するプリペイドパッケージであって料金表第1表(料金)に規定するタイプ6-3のコース2のメニュー1のプラン3の申込みに係るもの
7 容量追加パッケージ	プリペイド式モバイルアクセスの通信容量の追加を希望する第2種契約者(タイプ6-3のコース2のメニュー1のプラン3に係る者に限ります。)に対して当社が販売するプリペイドパッケージ
8 初回SIMパッケージ for visitor	プリペイド式モバイルアクセスを提供するために当社が販売するプリペイドパッケージであって、料金表第1表(料金)に規定するタイプ6-3のコース2のメニュー1のプラン4の申込みに係るもの

(利用地域等による制限)

第4条 削除

2 プリペイド式モバイルアクセスは、データ通信専用のため音声通信およびSMS等は利用いただけません。また、sp モードおよび sp モードメール等、株式会社NTTドコモが提供するサービスも利用いただけません。

第5条 削除

(プリペイドパッケージの管理)

第6条 プリペイドパッケージの購入者は、プリペイドパッケージ及びプリペイドパッケージに記載の PIN またはプリペイドパッケージに付帯する契約者カードについて自らの責任において管理するものとします。当社は、プリペイドパッケージ及びプリペイドパッケージに記載の PIN またはプリペイドパッケージに付帯する契約者カードの紛失、第三者に対す

る漏洩その他第三者による不正使用等により生じた結果に関して、責任を負いません。

2 削除

(プリペイド式モバイルアクセスの申込み期限)

第7条 削除

2 削除

3 プリペイドパッケージ（初回SIMパッケージ期間型、初回SIMパッケージ容量型、容量追加パッケージ、初回SIMパッケージ for visitor に限ります。以下、本項において同じとします。）を使用したプリペイド式モバイルアクセスの申込み可能期間は、プリペイドパッケージに記載されている期日までとします。期日を経過したプリペイドパッケージを使用することはできません。

4 期間延長パッケージを使用したプリペイド式モバイルアクセスの利用期間延長の申込み可能期間は、プリペイド式モバイルアクセス利用終了日の 10 日前から起算して 40 日とします。40 日経過後は、当該期間延長パッケージを使用することはできません。また、期間延長パッケージに記載されている期日を経過した場合も同様とします。

5 削除

附則(平成 25 年 12 月 13 日 NS才第 300321 号)

1 この規約は、平成 25 年 12 月 14 日から実施します

附則(平成 26 年 6 月 24 日 NS才第 400089 号)

1 この規約は、平成 26 年 6 月 25 日から実施します。

附則(令和 2 年 2 月 27 日 NSク第 00609824 号)

1 この規約は、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。